

みやこ町まちづくりランドデザイン基本計画及び実施計画

策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

令和5年5月22日

みやこ町 行政経営課

1 目的

人口減少、少子高齢化の流れが継続する中、「小さな拠点」に代表されるように、住み慣れた地域で暮らし続けていくために、地域住民が主体的に地域の資源を活用し、様々な事業を起こす取り組みが各地で行われている。

一方、今後の土地利用のあり方として、国よりコンパクト・プラス・ネットワークの考えが示され、そこでは、市街地の拡散を抑制し、まちづくりと公共交通との連携を密に図ることで、持続可能なまちづくりを進めることが重要とされている。

本要項は、このような流れを踏まえ、みやこ町における持続可能なまちづくりに向けて、今後の土地利用の方向性と、それに基づく具体的な取り組みを示す「みやこ町まちづくりランドデザイン」を策定することを目的とし、高度な発想力・計画能力、豊富な経験等を有する最適な事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

みやこ町まちづくりランドデザイン基本計画及び実施計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

みやこ町まちづくりランドデザイン基本計画及び実施計画策定支援業務委託仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

(4) 契約上限額

令和5年度 9,280,000円

令和6年度 7,670,000円

合計 16,950,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

(5) 事業担当課

〒824-0892 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

みやこ町行政経営課 担当：日塚、井上

TEL：0930-32-2511 FAX：0930-32-4563

E-mail：gyosei@town.miyako.lg.jp

3 プロポーザル参加資格

次の要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再

- 生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又はみやこ町の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けてないこと。
- (4) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有すること。
- (5) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）に、地方公共団体の総合計画のほか、まちづくり計画等の策定支援業務及びそれに類似する業務の受託実績があること。

4 スケジュール

| | |
|--------------|--------------------------|
| 実施要領等の配布 | 令和5年5月22日（月）～令和5年6月9日（金） |
| 参加申込書等の提出期限 | 令和5年6月9日（金）17:00まで |
| 質疑書の提出期限 | 令和5年5月29日（月）正午まで |
| 質問回答期限 | 令和5年6月2日（金）17:00まで |
| 参加資格確認結果通知送付 | 令和5年6月14日（水） |
| 審査結果の通知 ※ | 令和5年6月26日（月） 予定 |

※書面による審査のみとし、プレゼンテーションは実施しない。

5 実施要領等の配布

- (1) 配布時期
令和5年5月22日（月）～6月9日（金）
- (2) 配布方法
みやこ町ホームページからダウンロード

6 参加申込書等の提出

- (1) 受付期間
令和5年5月22日（月）～6月9日（金）17:00まで
- (2) 提出場所
2(5)の事業担当課
- (3) 提出方法
持参(閉庁日を除く8時30分から17時00分までの執務時間内)又は郵送(なお、書留等の記録の残る方法とすること。)により提出すること(必着)。
- (4) 提出書類

| 提出書類 | 部数 |
|-----------------|----|
| ①【様式1】参加申込書 | 1部 |
| ②【様式2】会社概要書 | 1部 |
| ③【様式3】企画提案書等提出届 | 1部 |

| | |
|---------------|----|
| ④【任意様式】企画提案書 | 6部 |
| ⑤【様式5】類似契約実績書 | 1部 |
| ⑥【様式6】業務体制表 | 1部 |
| ⑦【任意様式】見積書 | 1部 |
| ⑧【任意様式】工程表 | 1部 |

(5) 参加資格確認結果の通知

提出いただいた参加申込書等を確認し、令和5年6月14日（水）までに参加確認結果の通知を申込書に記載の担当者に電子メールで通知する。

(6) 参加辞退

参加申込書の提出日以降に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を2（5）の事業担当課へ提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

7 質疑及び回答

(1) 提出期限

令和5年5月29日（月）正午まで

(2) 提出場所

2（5）の事業担当課

(3) 提出方法

質問書（様式4）を作成し、電子メールにて提出すること。なお質問書送付後、2（5）の事業担当課へ必ず電話により受信確認を行うこと。

※提出期限後の質問及び指定した方法以外での質問は一切受け付けない。

(4) 質問に対する回答

質疑に対する回答は、利害を害するもの恐れがあるものを除き、参加申込書を提出した者全員に対して、令和5年6月2日（金）17：00までに随時メールにて回答する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

8 企画提案書作成

(1) 企画提案書作成における留意事項

①企画提案書（様式任意）

ア 別紙の仕様書をもとに、策定に向けた基本的な考え方、現状分析と課題の抽出方法、みやこ町まちづくりランドデザイン基本計画及び実施計画の構成案、検討組織の運営支援方法等、必要な事項を具体的に記載すること。

イ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。

ウ その他PR及び独自提案がある場合は、記載すること。

②見積書（任意様式）

次の3点がわかる記載とすること。

ア 具体的な積算内訳を記載すること。

イ 見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

ウ 令和5年度、令和6年度それぞれの見積書を作成すること。

③工程表（様式任意）

ア 令和5年度、令和6年度それぞれの工程表を作成すること。

(2) 作成上の留意点

①提出書類の用紙は、A4サイズを基本とし、用紙の縦横は問わない。また、A3版の挿入も可とする。ただし、A3版も1ページ換算とする。

②文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

③製本等は簡易とし、ファイル等に綴る必要はない。

④企画提案書のページ数は、表紙、目次を除き、20ページ以内とすること。

⑤文書を補完するための写真、イラスト、図等の使用は任意とする。

⑥企画提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

⑦企画提案書は、表紙、目次を除き、下段余白中央にページ番号を付けること。

9 企画提案書等の審査

(1) 審査の方法等

プレゼンテーションは実施せず、審査員が(2)評価基準に基づき、提案事業者から提出された企画提案書等の各項目につき採点を行い、合計得点が最も高い提案事業者を優先交渉権者として選定する。

(2) 評価基準

| | 項目 | 配点 |
|-----------------|--|-----|
| 業務実施体制 (20点) | ① 業務実績、業務遂行能力を有しているか | 10点 |
| | ② 業務体制が整っているか | 10点 |
| 企画提案内容 (80点) | ③ コンセプトが明確かつ的確に示されているか | 10点 |
| | ④ 本町の3地区(※)の特徴を活かした提案となっているか | 10点 |
| | ⑤ 提案内容がわかりやすく、具体的で適切な手法等の提示から作成されており、一貫性があるか | 10点 |
| | ⑥ 業務実施スケジュールについて、効率的で実効性を考慮した工夫がなされているか | 10点 |
| | ⑦ 重要業績評価指標(KPI)を設定するために効果的な手法が提案されているか | 10点 |
| | ⑧ PDCAサイクルが円滑に行われる仕組みとなっているか | 10点 |
| | ⑨ 独自の提案等がなされているか | 10点 |

| | | |
|-----|----------------|------|
| | ⑩ 見積金額の妥当性について | 10点 |
| 合 計 | | 100点 |

※3地区とは、勝山地区、犀川地区、豊津地区のことをいう。

10 選定結果の通知

審査結果の通知日は、令和5年6月26日（月）を予定している。

審査結果については、参加者全員に速やかに文書で通知する。審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

11 契約の締結

仕様書及び優先交渉権者の企画提案書等の内容を基本に協議の上、みやこ町財務規則に基づき契約を締結する。

優先交渉権者の企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、優先交渉権者との協議により、項目を追加、変更及び削除することがある。

また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

なお、優先交渉権者と協議の結果、合意に至らなかった場合、若しくは不平等が発覚した場合等は、次順位以降の提案者を繰り上げて、順次契約協議する。

12 留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (3) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (4) 企画提案書等、本業務のプロポーザルに係るすべての提出物は返却しない。
- (5) 企画提案書については、優先交渉権者の選定のために使用するものとし、原則公表しない。ただし、情報公開請求があった場合、みやこ町情報公開条例に基づき公開することがある。
- (6) 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ①参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - ②企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ③提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④見積額が契約上限額を超えている場合
 - ⑤選定の公平性を害する行為があった場合
 - ⑥前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(8) 本要項に定めるもののほか、必要な事項については、協議により決定するものとする。